## 市民税・都民税（住民税）申告の相談は市役所へ

市民税・都民税（住民税）の申告相談を受け付けています。住民税は、前年（令和4年1月1日～12月31日）の所得をもとに、令和5年1月1日現在に居住する市区町村で課税される税金で、所得税とは異なります。

**日　程**　▽2月15日までの平日　午前8時30分～午後5時　税務課（市役所2階）
▽2月16日～3月15日までの平日　午前9時～11時30分、午後1時～4時　市役所2階201会議室
※提出のみの場合は、問合せ先へ送付してください。
※東部・西部出張所、動く市役所では、作成済みの申告書のみ受け付けています。

**持ち物**　昨年の収入がわかる書類（源泉徴収票など）、控除を受けるための書類（生命保険料・地震保険料・国民年金などの控除証明書、医療費の明細書、障害者手帳など）、マイナンバー確認書類

**◆住民税申告のための土曜臨時窓口**
**とき**　2月18日・25日の土曜日　午前9時～11時30分
**ところ**　市役所2階201会議室
※土曜日の取り扱いは、この2日間の税務署への相談は東村山税務署へお願いします。
**問合せ**　税務課（〒187－8701小平市役所）☎042（346）9522・9523

**◆住民税申告のための相談受付**
**とき**　3月15日までの平日　午前8時30分～午後4時
※提出は午後5時まで。
**ところ**　東村山税務署
※入場整理券が必要です。入場整理券は、無料通話デ[アプリLINE]で事前に入手できます。当日も会場で配付しますが、入場整理券の配付状況によって、受付時間を早めに締め切る場合があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。
※駐車場はありません。
※2月19日・26日の日曜日に限り、所得税・復興特別所得税、個人消費税、贈与税の確定申告相談と申告書の提出を受け付けます。なお、当日は国税の領収・納税証明書の発行、電話での相談はありません。

申告時のマイナンバー確認書類
市役所や税務署に申告をする際は、以下の①または②の書類をお持ちください。
① マイナンバーカード
または
② 番号確認書類（・通知カード・マイナンバー記載の住民票　など）＋ 身元確認書類（・健康保険証・運転免許証　など）
なお、市役所で確定申告書を提出する場合は上記確認書類の写しを添付してください。

ちょっと教えて　市民税・都民税(住民税)
皆さんから寄せられる質問とその回答についてまとめました。

| 質問 | 回答 |
|---|---|
| 昨年、小平市に転入しました。今年の住民税はどこへ申告すればよいのでしょうか。 | 小平市へ申告してください。住民税は、今年の1月1日に住んでいた市区町村が課税することになっています。なお、今年の1月2日以降に転入した方は、前住所地に申告してください。 |
| 昨年中は収入がありませんでした。申告の必要はありますか。 | 申告が必要です。申告書は国民健康保険税などの算出の資料となります。申告がない場合、都営住宅の収入報告などに添付する非課税証明書の発行ができません。 |
| 扶養に入れる給与収入の範囲を教えてください。 | 年間の給与収入が103万円（所得に換算すると48万円）以内であれば税法上の扶養に入ることはできます（この場合所得税は課税されませんが、住民税は100万円を超えると課税される場合があります）。給与以外の所得がある方は、合計所得金額が48万円以下であれば扶養に入ることができます。勤務先の健康保険の扶養に入れる基準については勤務先にお問い合わせください。 |
| 単身赴任の夫の扶養となっていますが、住民税の申告は必要ですか。 | 申告が必要です。単身赴任で市外に住んでいる方の給与支払報告書などは小平市へ送られてこないため、扶養に入っていることを確認できません。お手数ですが、住民税の申告書を提出してください。 |
| 400万円以下の公的年金収入のみですが、申告の必要はありますか。 | 確定申告は不要です。医療費控除など源泉徴収票に記載されていない控除を申告することで所得税が還付になる方は確定申告をすることができます。確定申告をしない方で、医療費控除などの控除を申告する場合は住民税の申告書をご提出ください。 |
| 税務署に確定申告書を提出しましたが、市役所への申告も必要ですか。 | 必要ありません。税務署に確定申告書を提出すると、申告書に記入された1月1日の住所地の市区町村にその資料が送られます。ただし、上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、別途住民税申告が必要となることがあります。 |

## 医療費控除対象の介護保険サービス

介護保険サービス利用料は、確定申告の際に医療費控除の対象となる場合があります（左表参照）。
医療費控除の申告には、医療費控除の明細書の添付が必要です。また、高額介護サービス費や保険からの払い戻しなど、利用料の補填がある場合は、支払った金額から補填される額を差し引いて申告してください。
介護保険料は、社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を天引きされている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者のため、その親族などが社会保険料控除として申告することはできません。
※医療費控除の対象となる介護保険サービス利用料については、介護保険サービスを行っている施設にお問い合わせください。
※所得税と復興特別所得税の確定申告の質問などについては、お問い合わせください。
**問合せ**　東村山税務署☎042（394）6811

医療費控除の対象となる介護サービス

| | | 対象となるサービス | 対象となる金額 |
|---|---|---|---|
| 施設 | | 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）<br>指定地域密着型介護老人福祉施設 | サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割）と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1 |
| 施設 | | 介護老人保健施設<br>指定介護療養型医療施設<br>介護医療院 | サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割）と居住費・食費にかかる自己負担額 |
| 居宅サービス | 医療系 | （介護予防）訪問看護<br>（介護予防）訪問リハビリテーション<br>（介護予防）居宅療養管理指導<br>（介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合）<br>看護小規模多機能型居宅介護（医療系介護サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）） | サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割）<br>※通所リハビリテーションの食費も控除の対象となります。<br>※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）も控除の対象となります。 |
| 居宅サービス | 医療系 | （介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ） | サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割）と滞在費・食費にかかる自己負担額 |
| 居宅サービス | 福祉系 | （介護予防）訪問介護（生活援助中心型を除く）<br>※介護予防訪問介護は平成30年3月末まで。<br>夜間対応型訪問介護<br>（介護予防）訪問入浴介護<br>（介護予防）通所介護（デイサービス）<br>※介護予防通所介護は平成30年3月末まで。<br>地域密着型通所介護<br>※平成28年4月1日から。<br>（介護予防）認知症対応型通所介護<br>（介護予防）小規模多機能型居宅介護<br>（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合と連携型事業所に限る）<br>看護小規模多機能型居宅介護（（医療系介護サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く））<br>地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く）<br>地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く） | サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割）<br>※居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画に基づいて、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。<br>※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）は控除の対象となりません。<br>※通所介護の食費、短期入所生活介護の滞在費・食費は控除の対象となりません。 |

※上記にかかわらず、居宅サービスなどで介護福祉士などによるかくたん吸引などが行われた場合は、そのサービスに要する費用の自己負担額の10分の1が医療費控除の対象です。
※居宅サービスは、領収書に「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」（自ら居宅サービス計画を作成した場合は、届出を受理した市区町村名）と「医療費控除の対象となる金額」の記載が必要です。

## 東村山税務署

### 確定申告書の作成・提出

**◆確定申告書作成の相談受付**
**とき**　3月15日までの平日　午前8時30分～午後4時
※提出は午後5時まで。
**ところ**　東村山税務署
※入場整理券が必要です。入場整理券は、無料通話デ[アプリLINE]で事前に入手できます。当日も会場で配付しますが、入場整理券の配付状況によって、受付時間を早めに締め切る場合があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。
※駐車場はありません。
※2月19日・26日の日曜日に限り、所得税・復興特別所得税、個人消費税、贈与税の確定申告相談と申告書の提出を受け付けます。なお、当日は国税の領収・納税証明書の発行、電話での相談はありません。
※令和4年分の申告と納税の期限は、ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。
※インターネットを利用して自宅で申告書が作成でき、e-Tax（電子申告）でデータを提出できます。詳しくは、ホームページをご覧ください。
**HP検索**　国税庁
**問合せ**　東村山税務署☎042（394）6811

### 後期高齢者医療制度

**◆確定申告の社会保険料控除**
後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。
令和3年・4年中に納めた保険料額は、源泉徴収票や領収書、通帳などで確認できますが、納付額を知りたい方は、お問い合わせください。
**問合せ**　保険年金課☎042（346）9538

### 請求はお済みですか

**第十一回　戦没者の遺族に対する特別弔慰金**
請求期限は3月31日（金）までです。まだ請求していない方は、早めに手続きをしてください。
※請求する方は、事前にお問い合わせください。
**問合せ**　生活支援課☎042（346）9537

### 講座　知って安心キャッシュレス決済

一般社団法人キャッシュレス推進協議会の鈴木麻友さんから、キャッシュレス決済をトラブルなく利用・管理するために、何に気をつければいいのかを分かりやすく学びます。
**とき**　2月15日（水）　午後2時～4時
**ところ**　中央公民館視聴覚室
**対　象**　市内在住・在勤・在学の方
**定　員**　30人程度
**申込み**　2月6日（月）から、市民課へ（先着順）☎042（346）9607

### 道路の雪かきにご協力を

市では、降雪時に坂道や人通りの多い駅周辺などで、市道の雪かきを行うことにしています。
短期間に道路の雪かきを行うことは難しいため、自宅や店舗前の雪かきにご協力をお願いします。
なお、雪かきで生じた雪が通行を妨げてしまう場合は、お問い合わせください。
※道路ボランティアに登録している方で、雪かきにスコップなどが必要な場合は、お問い合わせください。
**問合せ**　道路課☎042（346）9624

## 多摩六都科学館

**◆たまろくと市民感謝デー　三二昆虫展**
科学学習室に国内・国外のさまざまな昆虫の標本を展示します。昆虫の先生から詳しい解説もあります。
**とき**　3月4日（土）・5日（日）
①午前11時～正午、②午後1時30分～2時30分、③午後3時15分～4時15分（4日のみ）
※5日の午後3時30分～4時は、動画投稿サイトユーチューブの多摩六都科学館のチャンネル（下図QRコード）でライブ配信します。
※詳しくは、ホームページをご覧ください。
**費　用**　入館券…大人5百20円、小人2百10円
**定　員**　各40人
※小学3年生以下は保護者と参加、参加者以外の入室不可。
**申込み**　2月20日（月）まで（必着）に、ホームページまたはは[がきにイベント名、希望日、希望時間（①～③）、郵便番号、住所、参加者全員の氏名（ふりがな）、年齢（学年）、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ（申込み多数の場合は抽選し、当選者に参加券を送付]
**HP検索**　多摩六都科学館
**問合せ**　多摩六都科学館（〒188－0014　西東京市芝久保町5－10－64）☎042（469）6100

## あすぴあ

**◆市民活動交流サロン　SNSこんなふうに使ってます**
フェイスブックやツイッターなどのSNSを市民活動の広報に利用している団体の話を聞き、その手軽さや利用するうえでの困りごとなど、情報を共有して活動の輪を広げましょう。
**とき**　2月25日（土）　午後1時30分～3時30分
**ところ**　①あすぴあ会議室、②テレビ会議システム（ズーム）
**対　象**　SNSの活用に関心がある方
**定　員**　各10人
※保育4人あります（1歳から就学前まで。2月17日（金）までに、問合せ先へ（先着順））。
**申込み**　2月5日（日）から24日（金）までに、電子メールに講座名、住所（町名まで）、氏名、電話番号、参加方法（①・②）を入力のうえ、問合せ先へ（先着順）

**◆テレビ会議システム（ズーム）利用支援会**
テレビ会議システム（ズーム）のインストール方法や、テレビ会議の主催方法、スマートフォンやiPadで参加する方法を個別に教えます（講座ではありません）。
**とき**　2月16日（木）　午後2時～4時、3月18日（土）　午前10時～正午
**ところ**　あすぴあ会議室（小平元気村おがわ東2階）
**対　象**　市内在住・在勤・在学の方
**定　員**　各4人
**内　容**　①ズームアプリのインストール、②テレビ会議の主催方法、③スマートフォンで参加する方法、④iPadで参加する方法（iPad以外は対象外）
問合せ先へ（先着順）

**持ち物**　①・②ウィンドウズ搭載のノートパソコンまたはスマートフォン、③スマートフォン、④iPad
**申込み**　各回の4日前までに、電子メールで希望日時、希望内容（①～④）、住所（町名まで）、氏名、所属団体名（ある方のみ）、電話番号を問合せ先へ（先着順）

――共　通――
**問合せ**　小平市民活動支援センターあすぴあ☎042（348）2104、✉info@kodaira-shiminkatsudo-ctr.jp

## 民族楽器と読み語り　やぎりんトリオ・リベルタ　自由の風コンサート

**◆ルネこだいらアフタヌーンコンサート**
アンデス、パラグアイ、ラテンの民族楽器3人オーケストラと読み語りの世界をお届けします。
**とき**　2月20日（月）　午後2時開演
**ところ**　ルネこだいら中ホール
※駐車場はありません。
**費　用**　1千5百円（全席指定）
※小学校入学前のお子さんの入場はご遠慮ください。
**出　演**　やぎりんトリオ・リベルタ（藤枝貴子（アルパ＝パラグアイ・ハープ）、清水アツヨ（ギター、河向貴子（友情出演、読み語り）、八木倫明（ケーナ、ナイ、訳詞）、曲　目　広い河の岸辺、思い出のサリーガーデン、コンドルは飛んで行くほか
**申込み**　ホームページまたは電話で問合せ先へ
**HP検索**　ルネこだいら
**問合せ**　ルネこだいらチケットカウンター☎042（346）9000

## 地元吹奏楽団が共演　たまほくミュージックフェスティバル

北多摩地域で活躍中の吹奏楽団が、ルネこだいらに一堂に介して音楽の魅力をたっぷりお届けします。
**とき**　3月5日（日）　午後1時30分開演
**ところ**　ルネこだいら大ホール
※駐車場はありません。
**出　演**　小平青少年吹奏楽団、ワイルドストロベリーブラス、トキョー・ウエスト・ウインド・オーケストラ、ノーザンシックス・ビッグバンド、東久留米市民吹奏楽団
**主　催**　北多摩合同演奏会実行委員会、小平市文化振興財団
**申込み**　当日、会場へ
**問合せ**　ルネこだいら☎042（345）5111

## 魅惑のヴァイオリンデュオ　姉妹が奏でる春の調べ

**◆ルネこだいらランチタイムコンサート**
平日昼間の1時間、名曲をトーク付きでお贈りします。中村姉妹の息がピッタリあった演奏をお楽しみください。
**とき**　3月17日（金）　正午開演
**ところ**　ルネこだいら大ホール
※駐車場はありません。
**費　用**　5百円（全席指定）
※小学校入学前のお子さんの入場はご遠慮ください。
**出　演**　デュオドゥフルール（中村ゆか里（ヴァイオリン）、中村里奈（ヴァイオリン）、小田裕之（ピアノ）
**曲　目**　ヴィヴァルディ「四季」、サラサーテ「ツィゴイネルワイゼン」、ルクレール「2台のヴァイオリンのためのソナタ第5番」ほか
**申込み**　ホームページまたは電話で問合せ先へ
**HP検索**　ルネこだいら
**問合せ**　ルネこだいらチケットカウンター☎042（346）9000

## ルネ鑑賞モニター募集

ルネこだいら主催公演を鑑賞して、企画内容や当日の運営への意見・感想のレポートを提出する、ルネ鑑賞モニターを募集します。
いただいた意見などは、今後のルネこだいらの企画運営の参考にします。
**活動期間**　4月～令和6年3月
※謝礼・交通費はありません。
**対　象**　市内在住・在勤・在学の18歳以上で、年6回以上公演を鑑賞でき、年2回の意見交換会に出席できる方

**定　員**　10人
**内　容**　主催公演のモニタリング（無料招待）とレポート提出、意見交換会への出席
**申込み**　3月1日（水）まで（消印有効）に、応募用紙に必要事項を記入のうえ、問合せ先へ（送付・ファクシミリ可、申込み多数の場合は書類選考）
※応募用紙はルネこだいら、公民館、図書館にあるほか、ホームページからダウンロードもできます。
**HP検索**　ルネこだいら「ルネ鑑賞モニター」係
**問合せ**　ルネこだいら（〒187－0041　美園町1－8－5）☎042（345）5111、FAX042（345）9951

## 路上観察クエスト@こだいら

普段は、何気なく過ごしているまちも、その路上をよくよく観察すると、新しい発見があります。
3人1組のチームに分かれ、市内および近隣の9駅周辺で写真をとりながら路上観察します。路上観察の後には、チームごとに発表し合います。

**と　き**　2月25日(土)　午前10時～午後5時
**集　合**　福祉会館
**定　員**　27人
**持ち物**　スマートフォンまたはデジタルカメラ
**主　催**　こだいら観光まちづくり協会
**申込み**　2月12日(日)までに、ホームページへ（申込み多数の場合は抽選し、2月17日(金)までに全員に通知）
**HP検索**　マイスタイル小平
**問合せ**　NPO法人マイスタイル☎042(312)1789

## こだいら人財の森の事業説明会と講演会

こだいら人財の森は、社会参加していきいきと暮らしたい、スキルや社会経験などを活かしたいと思っている人と、そんな仲間を探している団体をつなぐ事業です。
事業説明会では、「地域デビューで知らない地元がなじみのまちに」をテーマに、体験者の話なども交えながらこだいら人財の森事業について詳しく説明します。
また、説明会後、音楽を通した社会貢献活動をしている庄野真代さんが「社会貢献は自分貢献　わくわくしよう」をテーマに講演します。

**と　き**　3月5日(日)　午後1時30分～3時40分
**ところ**　①ルネこだいら中ホール、②テレビ会議システム(ズーム)
※駐車場はありません。
**定　員**　①350人、②80人
**申込み**　2月5日(日)から、電話または電子メールで、氏名（ふりがな）、電話番号、電子メールアドレス、参加方法（①・②）を問合せ先へ
※パソコンやスマートフォンにズームのインストール方法が不明な方は、事前にお問い合わせください。

**問合せ**　小平市民活動支援センターあすぴあ☎042(348)2104、✉info@kodaira-shiminkatsudo-ctr.jp

## 令和5年度　ちょこっと共済に加入を

ちょこっと共済（交通災害共済）は、交通事故による入院・通院の日数に応じて、見舞金を受けられる制度です。なお、ちょこっと共済は事故の相手方の損害を補償するものではありません。詳しくは、ホームページをご覧ください。
**共済期間**　4月1日～令和6年3月31日
**会　費**　Aコース1千円、Bコース5百円（1人1口）
**加入資格**　共済期間開始日に住民登録のある方
**申込み**　申込書に会費を添えて、次の申込先またはホームページへ
▽会計課（市役所1階）、東部・西部出張所、動く市役所、市内の金融機関（ゆうちょ銀行、郵便局を除く）、三井住友銀行東大和支店、三菱UFJ銀行国分寺支店、りそな銀行東久留米滝山支店
※4月1日以降に申し込む場合は、会費を納めた日の翌日から令和6年3月31日までが共済期間です。
**HP検索**　ちょこっと共済
**問合せ**　市民課☎042（346）9607

## 令和5年度採用　一般社団法人こだいら観光まちづくり協会　職員を募集

小平市の魅力をPRするイベントを企画・運営したり、市内外に発信する職員を募集します。
**採用人数**　1人
**内　容**　小平の魅力発信の企画・実施、広報など（週5日勤務）
**募集要項・申込書の配布**　2月6日（月）から17日（金）まで、問合せ先で配布
**申込み**　2月6日（月）から20日（月）までに、申込書（縦4センチメートル×横3センチメートルの写真を貼ったもの）、返信用封筒（本人の宛名を記入し、84円切手を貼ったもの）を問合せ先へ持参
**問合せ**　こだいら観光まちづくり協会☎042（312）3954